

かごしま茶生産履歴開示システム推進事業実施要領

1 趣旨

消費者に安全・安心なかごしま茶を提供するために、生産から加工にいたる工程が記録された生産履歴を開示するものとし、クリーンなかごしま茶づくり運動推進要領 2 の規定により必要な手続きを定める。

2 適用

本要領は、鹿児島県茶市場において卸売された荒茶に適用する。

3 開示資料

(1) 開示する生産履歴は、製造出荷記録及び防除記録またはこれらに準じて記録された資料とする。

(2) 開示は、(1) の資料の複写をもって行う。

(3) 開示する茶期ごとの生産履歴期間は、次のとおりとする。

一番茶：当年の 1 月から摘採・製造まで

二番茶：一番茶の摘採から二番茶の摘採・製造まで

三番茶：二番茶の摘採から三番茶の摘採・製造まで

四番茶：三番茶の摘採から四番茶の摘採・製造まで

秋冬番茶：最終摘採から秋冬番茶の摘採・製造まで

中切芽：中切から摘採・製造まで

(4) 開示する生産履歴の対象期間は、申請する年度の 2 年前の 1 月以降に記録されたものとする。

4 開示申請者

(1) 生産履歴の開示を申請できる者は、公益社団法人鹿児島県茶市場業務方法書第 8 条に規定する買受人（但し、県内取引にかかる買受人に限る。）とする。

(2) 生産履歴の開示は、(1) の申請のあった者に対して行う。

(3) 開示された生産履歴に関する問合せへの回答は、(1) の申請のあった者に対して行う。但し、複写資料の不鮮明など軽微な事項に対しては、この限りではない。

5 開示手続き

(1) 開示の申請は、鹿児島県茶業会議所に対して行う。

(2) 鹿児島県茶業会議所は、開示申請があったときは経済連に対し通知し、速やかな開示を要請する。

(3) 経済連は、申請者に生産履歴を開示するとともに茶業会議所に開示内容を報告する。

(4) 申請及び開示は、別記様式 1、2、3 による。

(5) 申請はインターネットメールによることができる。

6 開示の方法

開示は、紙またはデジタルファイルにより行う。

7 情報管理

- (1) 開示を受けた者は開示された資料を本要領の趣旨に反して利用してはならない。また、当該資料の提供を受けた者も同様とする。
- (2) 推進本部は (1) に違反した者に対しては開示をしないことができる。

8 努力事項

社団法人鹿児島県茶市場で卸売されたものでない荒茶にあっても、本県産については当事者は本要領に準じて適正な開示に努めるものとする。

9 附則

- (1) この要領は、平成15年3月1日から施行する。
- (2) この要領は、平成16年3月1日から一部改正施行する。
- (3) この要領は、平成17年3月1日から一部改正施行する。
- (4) この要領は、平成23年3月1日から適用する。
- (5) この要領は、平成25年3月1日から施行する。
- (6) この要領は、平成30年3月1日から施行する。

指定買受人からの開示申請書

(様式1)

受付番号

平成 年 月 日

かごしま茶生産履歴開示申請書

鹿児島県茶業会議所会頭 様

(指定買受人および代表者名)

下記のとおり開示くださるよう申請します。

記

- 1 申請対象茶
 - ・年産
 - ・入札番号

 - ・申請点数

- 2 申請元企業
住所
企業名
- 3 申請理由

- 4 開示希望方法（希望に○又は希望以外を消去する）
紙 インターネットメール CD
- 5 その他

- 注
- 1 受付番号は記入しないこと。
 - 2 申請点数が多数でこの用紙で使用できない場合は、適宜様式を変更できる。
 - 3 複数の「申請元企業」がある場合も、適宜様式を変更できる。
 - 4 この申請書はメールにコピーして貼り付け必要事項を記入し、インターネットで申請できる。

経済連からの開示書

(様式2)

経済連開示発第 号

平成 年 月 日

かごしま茶生産履歴開示書

(指定買受人および代表者名) 様

(鹿児島県茶業会議所会頭) 様

鹿児島県経済農業協同組合連合会長

平成 年 月 日付けで茶業会議所に申請のあった生産履歴を下記のとおり開示
します。

記

- 1 開示点数 点
- 2 開示方法
紙 インターネットメール CD
- 3 その他

茶業会議所から経済連への履歴提出要請

(様式3)

受付番号

平成 年 月 日

生産履歴開示要請書

鹿児島県経済農業協同組合連合会御中

鹿児島県茶業会議所

このことについて、別紙のとおり生産履歴開示請求がなされたので、下記の事項にかかわる関係書類を申請指定買参人に開示してください。

記

- 1 申請対象茶工場および入札番号
別紙写しのとおり
- 2 申請点数 点
- 3 申請指定買受人
- 4 申請元企業
- 5 その他